松枝　友久 議員　《一般質問》

問 水路整備後の官民境界確定は

答 関係者協議を早急に進め、計画的な払い下げを推進する

問　国、県の補助事業あるいは町単独事業で実施した水路整備事業後の官民境界のことについて、よく町民の皆さんから話を聞くことがある。「水路整備はしてもらったが、残地がそのままになっているので管理に非常に困っている。特に住宅の横においては雑草が繁茂し、町有地であるので勝手にさわることも遠慮している。早く境界の確定をしてほしい。また、払い下げを受ける必要があれば払い下げを受けて管理したい。」との要望が多い。

今までに、水路整備箇所、官民境界の確定済み箇所が何カ所あるのか。また、官民境界の確定作業については多くの労力と予算が必要になると思うが、町長の所見を問う。

町長　本町における水路整備は、昭和61年度から国及び県の補助事業を活用しつつ推進してきた。現在でも国の補助対象の県営土地改良事業である農村振興総合整備事業や県単独補助事業、町単独事業により計画的に実施している。

水路整備事業の実施により生じた残地については、隣接地の所有者などへの払い下げを行うことになるが、払い下げ代金に関する協議が整わないなどの課題があるため、必ずしも円滑に進んでいない。

水路整備の実施に当たっては、水路との官民境界線を基本として進める。残地が発生しないようにすることが重要と考えている。どうしても残地が発生する場合は、ご指摘の状況が生じていることや、一部の人が町有地である残地を無断で使用するなどの問題も生じており、地元の区水路管理委員会との連携により関係者との協議を早急に進め、計画的な払い下げを推進していく必要がある。

建設水道課長　水路整備箇所の数は、現在事業を進めている農村振興総合整備事業に着手する前の平成20年度末の時点で、国及び県の補助事業並びに町単独事業の合計で93路線、延長2万4892mの水路整備を行った。

次に、官民境界の確定の数は、水路残地整理がすべて完了している路線が32路線、延長672０m、水路残地整理が一部完了している路線が11路線、延長4153mで、未完了路線が50路線、延長1万4019mである。

蛭池水路整備

問　水路整備の推進は、地元の水路管理委員会、また隣接者の理解と協力を得て実施されていると思うが、官民境界の未確定が以後10年、20年後には転用、売買の折には必ず問題になると思う。

さらに、親から子、代がわりした後継者においては、親の代から占有していたということになると、ますます複雑になると思う。

そこで、建設水道課の中に係を設け、その推進を図っていく必要があると思うが、町長の考えは。

町長　残地の問題は、長期にわたれば土地の相続問題等々が発生する恐れが十分考えられ、また、整理するスピードも一段と落ちてくるという状況は認識している。

そのような状況の中で、体制の整備を含めて早期の取り組みが必要と思うが、まずは、払い下げを希望される路線があれば先に着手し完了したい。

完了までには、地元説明から入り、次には地権者との境界確定後土地の分筆作業に着手することになるが、分筆作業も複雑になっており、現在の人員では早期の完了は困難である。

一方で、行財政の効率化が求められている中での正規職員の増員は困難で、嘱託職員等専門的知識を持ち合わせた人の活用等、総合的に検討し早く完了するように対応する必要があると認識している。

上牟田口水路整備

問　財政調整基金などの管理運営について尋ねる。

基金については、その主なものとして財政調整基金、減債基金、大木町公共施設整備基金などがあるが、基金の目的により管理条例があり、第3条に、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また、第2項では基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとあるが、現在の管理について問う。

副町長　財政調整基金など、町の基金の管理運用は、地方自治法第241条第2項で、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。

その上で、平成17年3月に設置した、副町長を委員長として関係職員5名とともに構成する公金運用委員会において、町の公金の運用方針などについて検討することとしており、これまでも平成17年4月からのペイオフ全面解禁に対応した、公金管理運用の基本原則及び公金管理運用の方法などについて定めた、大木町公金管理運用方針の策定などに取り組んでいる。

他方、現下の情勢を踏まえると、まず国、県を含めて債務残高が高どまりしており、財政事情は引き続き予断を許さない状況にあることや、先般も特例公債法が円滑に成立しなかったことで、地方交付税などの交付がずれ込むなど、不測の事態により現金不足となるおそれが生じていること、また当面金利が低い状況が続くものと見込まれていることなどから、基金の管理運用については、これまで以上に、公金の安全性を確保するとともに、想定外の資金ニーズにも対応できる流動性を確保することの重要性が高まっているものと考えている。

その管理は、すべて金融機関への普通預金または期間1年または2年の定期預金とし、国債や地方債などの有価証券は保有していない。

会計管理者　本町における基金の管理状況は、現在、財政調整基金など11の基金を設けており、これらの積立残高は平成24年10月31日現在で、34億3382万6255円となっている。

また、その内訳は、すべて金融機関への預金であり、定期預金が26億9192万9308円、普通預金が7億4189万6947円となっている。定期預金78・4％、普通預金21・6％の比率となっている。

また、定期預金の期間別では1年定期が18億4192万3308円、2年定期が8億5000万6000円となっている。

問　法律、条令の規定に基づき、確実かつ有利な方法で保管されているので、安心をしたが、本年10月31日現在で34億3000万円余の基金となっており、今議会に提案された福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分で大木町に帰属される1億5300万円余の金額が返還されるということで、基金の額はさらに増えると思う。

さらに、副町長を委員長とした公金運用委員会で十分検討され、安全で確実有利な運用に努めていただきたい。

基金が暫時増えてきていることは大変結構なことだが、逆に言えば、一般単独事業が少ないということにもなりはしないか。町民の皆さんから要望の多い水路整備、道路等の改良などで国、県の補助事業に乗らない地区部分について事業の推進をもっと取り組めないものか尋ねる。

町長　健全財政を堅持する中で、特定の目的のための基金を維持するのは大切であると考える。

一方で、財政運営についての積極性の面では、普通建設事業に投資をして行政水準の向上を図るというのも、大きな役割。

いずれにしても、バランスの問題で、財政調整基金の今後の活用の状況等も十分踏まえ、普通建設事業への投資など来年度以降の予算に反映をさせていきたい。